

記載例

~~利 子 割~~
都民税 配 当 割 更正請求書
~~株式等譲渡所得割~~

令和3年 3月 1日

東京都中央都税事務所長 殿

請求者	所在地	中央区新富2-6-1 (電話) 03-1234-5678		
	名称	株式会社□□商事		
	法人番号	7019901999999		
	特別徴収義務者番号	019901999999		
地方税法第20条の9の3 <u>第1項</u> の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 第2項				
更正の請求の年月分	令和3年1月分(令和3年2月10日 <u>申告納入</u> 更正決定分)			
利子等又は配当等の種類	51 上場株式等の配当等			
区分	課税標準等		税額等	
更正の請求前	①	596,341 円	①'	29,817 円
更正の請求後	②	588,180 円	②'	29,409 円
差引額	①-②	8,161 円	①'-②'	408 円
更正の請求の理由、請求に至った事情の詳細その他参考となる事項	非居住者に課税処理したため			
還付を受けようとする金融機関名等(※)	(000) <u>銀行</u> 信金・信組・農協 (△△) 支店			
	<u>普通</u> 当座・別段 口座番号 (9876543)			
処理欄	確認	適否	調査	処理
			・	・
			・	・
			・	・

※口座振替による還付を希望される場合は、「還付を受けようとする金融機関名等」欄に記入してください。
なお、口座名義は請求者のものに限りません。

- * この様式は、都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書として用いてください。
- * 郵送により更正請求書を提出する場合で、控えの郵送を希望される方は、更正請求書のコピーと返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- * 更正請求は法定納期限から5年以内、又はやむを得ない事情から2か月以内に限り請求できる、当初に申告納入した課税標準額・地方税額を減額させる手続です。また、「やむを得ない事情」に該当するか否かは、中央都税事務所都民税利子割班までお問い合わせください。
- 法定納期限から5年以内のもの ⇒ 第1項に○を付す。
- やむを得ない事情から2か月以内に請求するもの ⇒ 第2項に○を付す。
- * 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する都民税の利子割、配当割又は株式等譲渡所得割に係る更正請求書として用いる場合には、「更正の請求前」及び「差引額」の欄中の「課税標準等」は記載不要です。